

中堅・中小企業高付加価値化投資促進補助金交付要領

(目 的)

第1条 中堅・中小企業高付加価値化投資促進補助金（以下「補助金」という。）は、中堅企業者及び中小企業者が、自己の経営戦略に基づいて、「ものづくりの基盤技術を高度化することによる競争力の強化」、「本県の成長を導く高付加価値の成長分野における生産拠点の整備」又は「付加価値の高いサービスを提供する集客・交流施設の整備」のため、新たに県内で設備投資を行う際に、その費用の一部を支援することにより、中堅・中小企業の県内における新たな投資を促進し、雇用の維持を図ることを目的とする。

(通 則)

第2条 補助金の交付は、三重県補助金等交付規則（昭和三十七年三重県規則第三十四号、以下「規則」という。）、雇用経済部関係補助金等交付要綱（平成二十四年三重県告示第二百五十号）及び三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱によるほか、この要領の定めるところによる。

(定 義)

第3条 この要領における用語の定義は以下に定めるところによる。

「中堅企業者」

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二条第24項に規定するもののうち個人を除くもの。

「中小企業者」

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二条第23項に規定するもののうち個人を除くもの。

「常用雇用者」

事業従事者のうち、次の要件をすべて満たす者をいう。

ア 雇用期間の定めのない者（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第九条に規定する継続雇用制度により雇用された者を含む。）

イ 雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第七条の規定による届出により、同法第九条第1項の確認を受けた者

「補助対象投資額」

申請する計画に必要な経費であって、所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第六条第一号（但し、建物は除く）から第三号まで、第六号及び第七号に掲げる資産の取得に要する費用の総額をいう。

(補助金の交付の対象)

第4条 補助金の交付対象は、中堅企業者及び中小企業者が自ら策定した経営戦略に基づいて取り組む別表第二欄に定める事業であり、その事業に要する補助対象投資額とする。

- 2 前項の事業の実施期間は、原則1年度とする。
- 3 第1項の事業の実施場所は、県内に限る。

(補助金の額)

第5条 補助金の交付金額は補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）に要する経費のうち、県が補助対象経費として認めたものに対して、別表第四欄に定める額を、予算の範囲内で交付するものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする中堅企業者及び中小企業者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる書類を添え、中堅・中小企業高付加価値化投資促進補助金交付申請書（様式第1号、以下「申請書」という。）を別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

- (1) 法人に係る定款、登記事項証明書及び役員一覧表
- (2) 最近3年間の決算書（附属明細書を含む）
- (3) 三重県の県税の納税証明書（全ての県税に滞納が無いこと）
- (4) その他必要とする書面

2 前項の規定に関わらず、申請者は、次の場合については申請書を提出することはできない。

- (1) 過去に補助金の交付を受け、その事業の完了の日から3年を経過していない申請者が申請書を提出しようとする場合。
- (2) 同一の申請者が複数の事業を計画し、それぞれの事業について申請書を提出しようとする場合。

3 補助対象投資額は、原則、交付決定日以降に発注等した経費とする。ただし、申請以後、事前着手日を記載した事前着手届（様式第2号）を提出した場合、届出のあった事前着手の日以降に発注した経費も補助対象とする。

(補助金の交付決定)

第7条 知事は、前条の規定による申請書の提出があったときは、規則第四条の規定によりその内容を審査のうえ交付決定することとし、適正と認めるときは規則第六条の規定により補助金の交付決定の通知を行うものとする。

2 知事は、前項の交付決定にあたっては、必要に応じ条件を付し、申請に係る事項につき修正を加えて承認することができる。

(申請の取下げ)

第8条 前条第1項の補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があり補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業の変更等の承認)

第9条 補助事業者は、次の各号の何れかに掲げる場合には、あらかじめ以下の書類を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 申請書の内容を変更しようとするとき。（様式第3号）

ただし、第3項に定める軽微な変更についてはこの限りでない。

(2) 補助事業を中止または廃止しようとするとき。(様式第4号)

2 知事は、前項の変更等の申請があったときは必要に応じ条件を付し、又は申請内容を変更して承認、及び変更の交付決定または交付決定の取消をすることができる。

3 第1項第1号ただし書きの規定における軽微な変更とは、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 企業の名称を変更する場合

(2) 補助事業の内容を著しく変更する場合

(3) 補助対象投資額の20%を超えて増額又は減額する場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、知事が特に定める変更

(地位の承継)

第10条 合併、分割その他の事由により補助事業者から補助事業の全部を承継した事業者は、その補助事業者の地位を承継するものとする。

2 前項の規定により補助事業者の地位を承継した事業者は、30日以内に地位承継届出書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(補助事業遅延等の報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が別表第二欄に定める期日までに完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに補助事業遅延等報告書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了した日から15日以内に補助事業の実績報告書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

(進捗状況報告)

第13条 補助事業者は、11月30日現在における補助事業の進捗状況について、事業進捗状況報告書(様式第8号)により12月15日までに知事に提出しなければならない。ただし、11月30日までに第12条に規定する実績報告書の提出をした場合はこの限りでない。

(事業実施状況報告)

第14条 補助事業者は、事業を完了した日から1年ごとに当該事業について事業実施状況報告書(様式第9号)により事業完了後3年までの間、報告を行うものとする。

2 前項の報告は、事業を完了した日の翌日から1年を経過する日以後15日以内、2年を経過する日以後15日以内及び3年を経過する日以後15日以内にそれぞれ行わなければならない。

(補助金の額の確定)

第15条 知事は、第12条の規定により補助事業の実績報告書の提出を受けたときは、当該報告書の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付決定の内容(第9条に基づいて変更

承認を受けている場合はその承認の内容) 及び交付決定の条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額の確定を行い、当該補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項の審査を行うに際して、必要に応じて証拠書類の提出を求め、又は現地調査等を行うことができる。

(補助金の支払い)

第16条 補助事業者は、補助金の精算払いを受けようとするときは、補助事業の完了後、請求書(様式第10号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の請求書を受理したときは、遅滞なく補助金を支払うよう努めるものとする。

(補助金の返還)

第17条 知事は、補助事業の完了後において、第19条又は事業完了後3年間別表第三欄イで規定する条件を満たさないことが判明した場合には、規則第十七条の規定により補助金の返還を命じることができる。

(財産の管理)

第18条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産(以下「取得財産等」という。)について、補助事業の完了後も、取得財産等管理台帳を備え、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が完了した後も取得財産等を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効果的運用を図らなければならない。

(財産の処分の制限)

第19条 規則第二十条第1項ただし書きに規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和四十年大蔵省令第十五号)に定める耐用年数又は補助事業完了の日から10年のいずれか短い期間とする。

(成果の公表)

第20条 知事は、補助事業の成果について必要があると認めるときは、その成果に関する検証を行い、補助事業者に成果を公表させることができる。

(その他)

第21条 規則およびこの要領に定めるもののほか、必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年11月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月14日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成27年4月16日から施行する。
- 2 この要領による改正後の中小企業高付加価値化投資促進補助金交付要領の規定は、この要領の施行の日以後に承認を受ける事業計画について適用し、同日前に承認を受けた事業計画については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成27年7月2日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成27年11月24日から施行する。
- 2 この要領による改正後の中小企業高付加価値化投資促進補助金交付要領の規定は、この要領の施行の日以後に完了する事業計画について適用し、同日前に完了した事業計画については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成28年4月8日から施行する。
- 2 この要領による改正後の中小企業高付加価値化投資促進補助金交付要領の規定は、この要領の施行の日以後に承認を受ける事業計画について適用し、同日前に承認を受けた事業計画については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成29年4月3日から施行する。
- 2 この要領による改正後の中小企業高付加価値化投資促進補助金交付要領の規定は、この要領の施行の日以後に承認を受ける事業計画について適用し、同日前に承認を受けた事業計画については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成30年4月2日から施行する。
- 2 この要領による改正後の中小企業高付加価値化投資促進補助金交付要領の規定は、この要領の施行の日以後に承認を受ける事業計画について適用し、同日前に承認を受けた事業計画については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要領による改正後の中小企業高付加価値化投資促進補助金交付要領の規定は、この要領の施行の日以後に承認を受ける事業計画について適用し、同日前に承認を受けた事業計画については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要領による改正後の中小企業高付加価値化投資促進補助金交付要領の規定は、この要領の施行の日以後に承認を受ける事業計画について適用し、同日前に承認を受けた事業計画については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要領による改正後の中堅・中小企業高付加価値化投資促進補助金交付要領の規定は、この要領の施行の日以後に承認を受ける事業計画について適用し、同日前に承認を受けた事業計画については、なお従前の例による。

別表（第4条、第5条、第17条関係）

| 補助の種類 | 対象となる事業 | 交付要件 | 補助金の額 |
|---------|---|---|--|
| 製造業型 | <p>以下に掲げる要件をすべて満たす事業</p> <p>①ものづくりの基盤技術を高度化することにより競争力の強化に資する事業又は高い成長性が見込まれる分野に関する製品若しくはその部材の製造に係る事業</p> <p>②原則、補助事業を実施する年度の二月十五日までに完了する事業</p> <p>③国（独立行政法人等を含む）、三重県、市町、公益財団法人等が実施する他の補助制度（助成金等を含む）が充当される資産を取得財産としないこと</p> | <p>ものづくりの基盤技術を高度化することで、より付加価値の高い製品若しくはその部材等の製造を行う事業、又は高い成長性が見込まれる分野に関する製品若しくはその部材の製造に係る事業（以下のア・イ・ウの全てを満たすこと）</p> <p>ア 「中小企業等経営強化法」に基づく「中小企業の特定期間ものづくり基盤技術及びサービスの高度化等に関する指針」において特定ものづくり基盤技術として提示された12分野の技術を活用した事業であること、又は成長分野として三重県企業立地促進条例施行規則（平成十五年三重県規則第三十三号）に記載されている分野に係るもの</p> <p>イ 補助対象となる拠点での常用雇用者数を補助事業計画申請時と同数以上となるよう、維持及び拡大に努めること。なお、雇用調整及び人員整理による減員は認めないものとする</p> <p>ウ 補助事業完了時点において、補助対象投資額が一千五百万円以上であること</p> | <p>交付決定の日から補助事業完了までに取得した補助対象投資額に百分の十（中小企業者にあつては、百分の十五）を乗じて得た額以内とし、千円未満は切り捨てるものとする。ただし、その額が二千万円を超えるときは、二千万円とする。</p> |
| サービス産業型 | <p>以下に掲げる要件をすべて満たす事業</p> <p>①付加価値の高いサービスを提供する集客・交流施設の整備に係る事業</p> <p>②原則、補助事業を実施する年度の二月十五日までに完了する事業</p> <p>③国（独立行政法人等を含む）、三重県、市町、公益財団法人等が実施する他の補助制度（助成金等を含む）が充当される資産を取得財産としないこと</p> | <p>付加価値の高いサービスを提供する集客・交流施設の整備に係る事業（以下のア・イ・ウの全てを満たすこと）</p> <p>ア ①体験交流機能、②地域産品加工又は販売機能、③飲食又は宿泊機能のうち、二つ以上の機能をもつ施設の整備のための設備投資であること</p> <p>（ただし、地域課題の解決に資する事業（※1）を行う場合は、①から③のうち1つの機能を満たせば申請可能とする）</p> <p>イ 補助対象となる拠点での常用雇用者数を補助事業計画申請時と同数以上となるよう、維持及び拡大に努めること。なお、雇用調整及び人員整理による減員は認めないものとする</p> | |

| | | | | |
|--|--|--|------------------------------------|--|
| | | | ウ 補助事業完了時点において、補助対象投資額が一千万円以上であること | |
|--|--|--|------------------------------------|--|

う。

- (※1) 地域課題の解決に資する事業とは、新しいビジネスモデル、ノウハウを活用した事業を通して、三重県の地域課題（人口減少、超高齢化会、若者の県外流出等）の解決に資する、営利を目的とした事業を行うことをいう。